
資料編

1 制度改正等の動向

年月	法令・方針等	要点
平成 25(2013)年 8月	社会保障制度改革 国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> 全ての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、こども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示 介護保険制度改正では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示
平成 27(2015)年 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示
平成 28(2016)年 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 福祉人材の確保の促進等の措置 (平成 29(2017)年 4月施行。一部平成 28(2016)年 3月・4月施行)
平成 28(2016)年 4月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備 国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定 (平成 28(2016)年 5月施行)
平成 28(2016)年 6月	ニッポン一億総活躍プラン	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、目標に「介護離職ゼロ」等を掲げ、取組の方向として、こども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を提示 (平成 28(2016)年 6月閣議決定)
平成 28(2016)年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域の全ての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成 28(2016)年 12月	再犯の防止等の推進に関する法律の成立	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止等に関する国や地方公共団体の責務や再犯防止等に関する施策の基本事項を明確化 (平成 28(2016)年 12月施行)
平成 29(2017)年 5月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備 (平成 29(2017)年 6月公布、平成 30(2018)年 4月施行)
	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正
平成 29(2017)年 9月	地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示
平成 30(2018)年 5月	生活困窮者自立支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等のほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置 (平成 30(2018)年 10月施行)
令和 2(2020)年 4月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設に向けた改正 (令和 3(2021)年 10月施行)
	介護保険法の改正	

2 第3次計画における取組

(1) 本市の取組

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）
安心・安全の地域づくり	福祉サービスなどの整備・充実	住民ニーズに合わせた基盤整備	1	社会情勢、国や県の動向を踏まえ、各福祉行政計画に基づき、福祉サービス及び公共施設のごらなる整備・拡充を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期桐生市高齢者保健福祉計画（令和3（2021）年～令和5（2023）年）の策定 ・第9期桐生市高齢者保健福祉計画（令和6（2024）年～令和8（2026）年）の策定 ・特別養護老人ホーム20床増床（げんき倶楽部10、双葉苑10） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、利用を希望する児童全員が利用できるよう施設整備を行った。
			2	高齢者の移動手段の確保など、地域のニーズに合った在宅福祉サービスの実現に向け、調査・研究を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け屋内遊戯場（キノビーランド）の運営 ・新里総合センター児童・子育て室の開設 ・黒保根支所高齢者生活支援施設（つじの家）管理事業。 一部地域の協議体などで、地域が主体となってMAVUの活用に取り組んだ。
			3	生活困窮者に対し、地域で自立した生活を実現できるよう自立支援事業の一環として、フードバンク事業「フードバンク桐生」の充実を図るとともに、事業の周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者等外出支援サービスの実施 ・テマンドタクシンの運営 ・黒保根支所交通空白地有償運送支援事業 ・黒保根支所在宅高齢者等外出支援サービス事業
			1	桐生市第六次総合計画や各福祉サービス担当課が所管する行政計画に基づき、サービスや施設の整備、拡充を進めるとともに、第3次計画の進捗管理を行うにつれ、地域と連携しながら整備していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク事業の実施 ・フードバンク事業の広報活動
			2	定期的に福祉サービス提供事業者への説明会や、集団指導、意見交換を行う場を設け、市内で提供される福祉サービスの質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次桐生市地域福祉計画 進捗状況評価の実施
			3	生活困窮者に対し、関係機関への同行訪問・連絡調整や、就労支援員による就労支援等を行いハローワーク等とのネットワーク作りを進めながら、引き続き支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所、社会福祉法人等の運営指導及び監査指導の実施 ・集団指導の実施 ・生活困窮者自立支援事業の実施
			1	「広報きりゆう」、「社協だより」及びホームページを活用し、市民に広く福祉サービス情報を発信・提供できるよう内容の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉シヨップ、追悼式等のイベントについて、広報きりゆう等を活用し情報発信を行った。
			2	地域課題となっている不足した情報を把握し、地域に求められる情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携して実施
			3	媒体や周知方法を工夫し、福祉情報の提供に努めます。若い世代への情報発信の強化として、SNSの活用を検討し、多様な手段で必要な情報を発信していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉シヨップ、追悼式等のイベントについて、SNS等を活用し情報発信を行った。
			4	各事業のパンフレット等に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談窓口を掲載することにより、住民に周知します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険のパンフレットや在宅福祉ガイドに相談先（各包括）の窓口や事業内容を掲載し周知を図った。
5	圏域ごとに地域資源をまとめた「ご長寿お役立ブック」の充実と周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により更新ができておらず、現在は休止状態 			
6	住民が主体となったサロン活動や見守り活動を通じて、福祉情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・包括や各関係機関へは適宜つなぎ連携を図った。 			
適切な福祉情報の提供	計画の周知	1	第3次計画を、公民館等市有施設に配置し、周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画の配布 	
		2	「生き生き市役所出前講座」を利用し、第3次計画の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の説明 	
		3	毎年度、推進委員会において進捗状況を評価し、その結果をホームページにて公表します。	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次桐生市地域福祉計画 進捗状況評価についてHP掲載 	

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）
安心・安全の地域づくり	取組	活動拠点としての施設活用	1	公民館や集会所などの市有施設を、各活動の拠点として活用するよう働きかけていきます。	高齢者サロンや公民館サークルの会場として活用した。 自治組織団体や民生委員等の団体が市有施設を活用し会議等を開催した。
				長寿センター等について、高齢者の憩いの場としての活用だけでなく、地域の介護予防の拠点として活用するなど、地域住民やボランティア、社会福祉協議会等と協力しながら、多角的活用を図っていきます。	コロナ禍は体館としたが、利用者の要望に応えるため令和5（2023）年度まで利用制限をしながら開館した。令和6（2024）年度から介護予防体操の実施を再開した。
				各福祉関係施設において、地域交流スペースの設置や、認知症カフェの実施などの支援をし、地域の拠点づくりを推進します。	・高齢者サロンや認知症カフェの実施
				ご近所単位（小さい単位）で、気軽に集える場所（地域の居場所づくり）を推進します。	・高齢者ボランティアポイント事業の実施 ・高齢者の通いの場づくり応援助成金の交付 ・必要に応じて地域包括支援センターが支援
				子ども食堂や学習支援活動の支援を継続するとともに、広く事業の周知を行い、世代を超えた交流の場、居場所づくりについての取り組みを推進します。	・市内で子ども居場所づくりを実施する団体に対して補助金を交付 ・桐生市HP、いきいき子育てガイドブック（毎年発行）に子どもの居場所のページを作成、掲載
				サロン等の内容の充実を図り、世代を超えて交流できる場所づくりを推進するため、広報やホームページ等を活用し、広く情報提供していきます。	地域包括支援センターと連携し、広報でイベント等の周知を図った。
				公民館により等により、地域ごとの情報を提供していきます。	地域包括支援センターと連携し、イベント等の周知を図った。
				長寿センターや各公民館等を拠点に、住民主体により実施されている「元氣おろり体操」（桐生市オリジナル介護予防体操）の普及活動をさらに促進します。	コロナ禍により休止していたが、令和6（2024）年度から長寿センターにて「元氣おろり体操」の実施を再開。介護予防サポーターが中心となり実施している。
				各地域で、「にっこり楽々教室」、「脳いきいき教室」を開催し、介護予防の推進を図ります。	・「にっこり楽々教室」「脳いきいき教室」の実施
				健康・介護予防の推進	1 健康づくりに関する意識を啓発し、市民の健康意識の高揚を図り、元気な地域づくりを推進するため、健康まつりを実施していきます。
2 高齢者ボランティアポイント事業の実施を通じて、高齢者の地域貢献、社会参加、ホームページなどを通じて災害時避難行動要支援者名簿の広報紙、ホームページなどを周知します。	健康に関する講座やSNS、健康情報ステーションなどを活用し、健康づくりに関する情報提供を実施した。				
3 災害時避難行動要支援者名簿の活用	1 広報紙、ホームページなどを通じて災害時避難行動要支援者名簿の制度を周知します。	・令和5（2023）年度から通いの場を運営する介護予防サポーターにポイントを付与できるよう事業内容を拡充 ・毎年、広報紙に掲載			
2 災害時避難行動要支援者名簿の活用	2 避難行動要支援者名簿を整備し、自治会、民生委員・児童委員、消防、警署等に配備することで、要支援者の確認に活用します。また、その活用方法についても関係部署との協議を継続し研究を進めます。	・関係機関への避難行動要支援者名簿の配布			
3 災害時の連携に向け、避難行動要支援者名簿の配備先について検討します。	3 災害時の連携に向け、避難行動要支援者名簿の配備先について検討します。	・避難行動要支援者名簿の配布先の検討			
災害時などの支援協力体制	1 日本赤十字社と連携し、炊き出し訓練や各種講習会の実施、災害義援金の受付等を実施し、連絡調整を図ります。また、火災や災害時の対応について体制整備、各部署との連携を図ります。	・災害時に活用するよう、避難行動要支援者名簿を毎年更新し、各関係機関へ配布 ・日常的に包括支援センターに相談があり、必要のある方については、日ごろから見守りを行った。 ・社会福祉協議会を交えて、指定福祉避難所設置に向けて連携			
2 連携・災害時の体制づくり	2 日本赤十字社と連携し、炊き出し訓練や各種講習会の実施、災害義援金の受付等を実施し、連絡調整を図ります。また、火災や災害時の対応について体制整備、各部署との連携を図ります。	桐生市赤十字奉仕団及び桐生市赤十字安全奉仕団の活動の中で訓練及び日本赤十字社群馬支部と講習を実施している。 災害発生時に、迅速に受付窓口を設置するとともに関係部署へ情報共有を行っている。 火災や災害発生時の対応職員を定め、関係各所への連絡経路を把握している。			

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2(2020)年～令和6(2024)年）
支え合いの仕組みづくり	相談支援体制の充実	相談支援拠点の整備	1	高齢者、障がい者、子育て世帯など各相談者に合わせた相談支援体制の充実を推進していきます。複合課題に対しては、庁内の分野横断的な連携に努めます。	地域包括支援センターでは全世代型のワンストップ相談拠点として年齢や相談内容に関わらず相談を受け、必要に応じて関係機関と協働し支援に取り組んだ。 ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点で連携し妊産婦、子育て世帯の相談支援を実施 ・他機関との連携が必要で問題解決が困難なケースについて、重層支援会議等で支援の方向性を検討
			2	「断らない相談」を目指し、他分野との連携を図り、各地域において多様な相談を受け止める体制整備を進めます。	地域包括支援センターでは全世代型のワンストップ相談拠点として年齢や相談内容に関わらず相談を受け、必要に応じて関係機関と協働し支援に取り組んだ。 重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施し、関係各課との連携を図った。 ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点で連携し妊産婦、子育て世帯の相談支援を実施 ・他機関との連携が必要で問題解決が困難なケースについては重層支援会議等で支援の方向性を検討
			3	分野ごとの相談体制を強化します。 ・地域包括支援センターの機能強化 ・在宅医療介護連携センターきりゆりの機能強化 ・認知症初期集束支援チームの機能強化 ・認知症地域支援推進員の活動推進 ・桐生市障害者基幹型相談室の運営 ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの連携強化等	・地域包括支援センターの拡充 ・桐生市障害者基幹型相談室の整備 ・子ども家庭総合支援拠点の整備 ・子育て世代包括支援センターの整備 ・子ども療育部会の開催
	地域における権利擁護の推進	連携・協力	1	社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員の地域での存在を明確にできるように、活動等の広報を行います。	窓口へのパンフレット配置 常時緊密な連携を図り、情報提供に努めている。
			2	住民に身近な圏域において、分野を越えて総合的に相談に応じることができるよう、関係機関と連携し、包括的相談支援体制の整備を行います。	・中核機関の設置 ・地域連携ネットワーク会議の定期開催
	交流の支援	体制整備・情報発信	1	成年後見制度の適切かつ円滑な利用を促進するために、制度に関する周知、相談及び担い手の育成・支援などの機能の中核を担う機関を設置するとともに、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護・医療・福祉・司法等に携わる専門職など、地域の様々な主体が相互に連携するしくみを構築します。	・地域連携ネットワーク会議の定期開催
			2	市民後見人の育成や法人後見の導入に向けた検討など、成年後見制度推進の基盤強化に努めます。	・成年後見制度に係る市長による審判請求や、認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業の実施 ・要綱改正による対象者や報酬の助成金額等の明確化 ・中核機関設置
			1	成年後見制度に係る市長による審判請求や、認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業の利用促進を図り、高齢者や障がい者の権利擁護の推進に努めます。	・権利擁護をテーマとする、市民や支援者向けの講座の開催 ・生き生きさ市役所出前講座 ・高齢者サロン、協議体、地区別懇談会の推進 ・民生委員、町会等との連携 ・桐生市再犯防止推進計画
	交流の支援	制度の利用促進	1	成年後見制度、虐待防止、消費者被害防止など、高齢者や障がい者等の権利擁護をテーマとする市民講座等を定期的に開催し、市民意識の高揚を図ります。	・高年齢者サロンの開催
			2	社会福祉協議会などと連携して住民相互の交流を支援していきます。	・高年齢者サロン、協議体、地区別懇談会の推進
交流の支援	交流の支援	1	住民がともに支え合い、地域での生活が充実できるように、地域の福祉関係団体・機関と連携しながら支援していきます。	・高年齢者サロン、協議体、地区別懇談会の推進	
		2	犯罪や非行をした人が、地域において立ち直りが出来るよう、関係団体と連携し、再犯防止を推進します。地域において孤立した人をつくらぬよう、福祉サービスの利用促進等に努めます。	・高年齢者サロン、協議体、地区別懇談会の推進	

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	市の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）
支え合いの仕組みづくり	地域全体によるネットワーク化の推進	社会福祉法人との連携	1	社会福祉法人の専門性を生かして、福祉施設や専門職などにより、地域の生活課題の解決が図られるよう支援していきます。	社会福祉協議会と連携し、法人間の連携強化、体制整備に向けた情報交換会を実施した。 一部地域で買い物支援ツアーを実施予定であったが、コロナの影響により未実施となった。
				2	
	支援体制の構築	体制整備	1	地域支え合い推進協議体（介護保険制度の生活支援整備事業）、自立支援協議会、子ども家庭総合支援拠点等において、地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた体制整備を図ります。	・第1層協議体、第2層協議体の開催 ・自立支援協議会での取組 ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点で連携し妊産婦、子育て世帯の相談支援を実施 ・他機関との連携が必要で問題解決が困難なケースについては重層支援会議等で支援の方向性を検討
				1	困りごとについて相談しやすい身近な相談窓口の設置について検討、周知していきます。
ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備	地域福祉推進のための協働	必要な情報の提供	1	社会福祉協議会と協力して情報交換の場を提供していきます。 ・認知症等高齢者見守りSOSネットワークの構築 ・地域ケア会議の開催	在宅認知症高齢者の家族に対して、地域ぐるみで見守るネットワークづくりを実施 ・介護サービス等を必要とする方の、多機関による情報交換の場を設置
				2	地域包括支援センターや民生委員・児童委員、自治会、学校と連携して、地域の被支援者や支援を必要とする人の把握に努めます。
市民活動の推進	地域福祉推進のための協働	協働の場づくり	1	地域ニーズに対応した各福祉施策の相談支援事業を継続し、社会福祉協議会と連携し、発展させていきます。	それぞれ継続して充実に図っている。
				2	地域共生社会実現に向け、関係機関と協働していきます。
地域を支える人づくり・活動の促進	福祉教育の推進	活動の支援	1	社会福祉協議会と連携して、各種市民活動やボランティア活動の情報を地域で共有できるよう努めます。	・「ゆいねっこ」を活用し各種市民活動やボランティア活動の情報を発信
				2	福祉活動について、その種類や内容を住民に広く情報提供し、福祉への関心を高めてもらえるよう努めます。
	情報提供	情報提供	1	ボランティア活動の相談窓口（社会福祉協議会）を周知していきます。	・社会福祉協議会と連携して周知
				2	子どもたちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるように、小・中学校において福祉教育を推進します。
地域の人材育成	学校教育との連携	学校教育との連携	1	各学校や公民館で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーター数を増加します。	コロナ禍では養成講座の開催が減少、オンラインで実施する体制を整えた。令和5（2023）年度末の時点で19,328人のサポーターを養成したが、うち10,716人は小中学生のサポーターである。
				2	部門ごとの生き生き市役所出前講座の実施により、それぞれの事業や制度についてわかりやすく説明し、関心を高めめます。
地域の人材育成	体験学習機会の提供	体験学習機会の提供	1	多様化する福祉課題に対応するため、研修を積極的に受講し、現場で相談や支援業務を行う市職員の専門性の向上を図ります。	・市内連携会議の実施 ・職員研修を実施し、重層的支援体制整備事業について周知を図った。
				2	社会福祉協議会に協力しながらボランティア活動について理解が得られるように取り組んでいきます。
地域の人材育成	担い手の発掘・養成及び情報発信	担い手の発掘・養成及び情報発信	1	各福祉分野の講座やセミナーを開催し、制度やサービスについての周知及び情報発信に努め、担い手の人材を育成していきます。	・講演会や講座を開催し情報発信、人材養成
				2	

(2) 本市社会福祉協議会の取組

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	社協の取組	具体的な取組内容 (令和2(2020)年～令和6(2024)年)
安心・安全の地域づくり	福祉サービスなどの整備・充実 適切な福祉情報の提供	住民ニーズに合わせた基盤整備	1	地域住民が主体となり運営されるサロン活動や見守り活動を通じて、地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。また、身近なサロンの定期開催を推進します。 ①地域福祉活動推進事業 ②見守り活動推進事業	・地域福祉活動推進事業(サロン活動、自主防災活動、介護予防活動、世代間交流活動)として支部・町会及び自治会において実施される福祉活動に対し、助成金の交付及び情報提供をしている。 ・町会及び自治会において実施される見守り活動に対し、助成金の交付及び情報提供をしている。
			2	サロンの活動の助成については、地縁組織だけでなく、任意団体への助成のあり方を研究します。また、見守り活動の実施方法等について研究します。	地縁によらない活動への助成を実施している。
			3	地域福祉活動の財源確保に向けて、寄付金や特別会費の充実を図るとともに共同募金運動に協力します。	・桐生市支会、新里分会及び黒保根分会の事務局として共同募金運動事業への協力をしている。令和5(2023)年度からは桐生市共同募金委員会に統一した。
			1	定期的な地区別懇談会を開催し、ニーズの把握に努め、解決方法を検討します。	地区別懇談会を全地区を対象に15カ所で開催した。
			2	職員が専門性を高める研修に積極的に参加し、サービスの質の向上を図ります。	職員の資質向上のため、職員研修の実施や他機関主催の研修に参加している。
			1	「広報さりゅう」、「社協だより」及びホームページを活用し、市民に広く福祉サービス情報を発信・提供できるような内容を充実を図ります。	・広く周知が必要な事業や行事について「広報さりゅう」へ掲載を依頼している。 ・年2回(7月、12月)社協だよりを発行している。 ・事業案内及び行事開催等についてホームページに掲載している。
			2	地域課題となっている不足した情報を把握し、地域に求められる情報を提供します。	・各地区に担当職員を配置し、地域課題及び不足している情報を把握して、必要となる情報を提供している。 ・地域課題を受けて創設した新規事業について広報に掲載している。
			3	媒体や周知方法を工夫し、福祉情報の提供に努めます。若い世代への情報発信の強化として、SNSの活用を検討し、多様な手段で必要な情報を発信していきます。	・毎月1回ラジオ「FM桐生」に出演して、事業紹介を行っている。 ・社協全体はX(エックス)を活用し、事業情報や福祉団体・地域の取組を投稿している。 ・保育園、居場所TOMONIのInstagramを開発し、事業情報を投稿している。
			4	各事業のパンフレット等に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談窓口を掲載することにより、住民に周知します。	・地域包括支援センター、日常生活自立支援事業、資金貸付事業、結婚相談、高齢者暮らしの法律相談等、各事業ごとにリーフレットを作成している。
			5	圏域ごとに地域資源をまとめた「ご長寿お役立ブック」の充実と周知を行います。	・計画期間中に、地域資源の情報更新を行わなかったが、既存の「ご長寿お役立ブック」の周知を継続した。 ・圏域内地域資源の把握を行った。
			6	住民が主体となったサロン活動や見守り活動を通じて、福祉情報を提供します。	・サロン活動や見守り活動の参加者や担い手に福祉情報を提供している。
		計画の周知	1	第3次計画の評価を毎年度行い、支部社会福祉協議会活動や地区別懇談会の開催を通じて、地域住民に第3次計画の内容及び進捗状況について周知を行い、計画への理解を図ります。また、第3次計画について、音訳と点訳による周知も行います。	・市内全地区で開催した地区別懇談会で計画について周知した。 ・毎年度、第3次地域福祉活動計画の進捗状況評価を行い、ホームページ等で公開している。 ・第3次計画について、音訳、点訳による周知も実施した。

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	社協の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）	
安心・安全の地域づくり	取組の方向性	取組	1	サロン（集いの場）運営者同士のネットワークづくりや情報交換のため、福祉のまちづくりセミナーを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での地域福祉活動や防災など、サロン活動で活用できる内容の講演会を開催した。 ・地域福祉活動推進事業（サロン活動、自主防災活動、介護予防活動、世代間交流活動）として支部・町会及び自治会において実施される福祉活動に対し、助成金の交付及び情報提供をしている。 ・市及び包括支援センターと連携し、集いの場づくりを検討し、実施に立ち上がった集いの場もあった。 ・ボランティア保険への加入及びボランティア登録を促し、ボランティアニーズがあった施設に対して、ボランティアの紹介を行った。 ・施設へボランティアニーズ調査を行い、ボランティア希望者の紹介を行った。 ・協議体設置地区で、介護予防活動の新たな創出を働きかけた。 	
				2		サロンに子ども参加を呼びかけるなど、社会福祉法人の協力も得ながら、世代間交流を推進します。
				3		圏域連携会議において集いの場づくりについて検討します。
	活動拠点としての施設活用	活動情報の提供	1	ボランティア活動団体等の把握に努め、サロンのメニューのニーズに合わせ、ボランティア活動団体や活動者について情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録を促し、ボランティアの紹介を行った。 ・施設へボランティアニーズ調査を行い、ボランティア希望者の紹介を行った。 ・協議体設置地区で、介護予防活動の新たな創出を働きかけた。 	
				2		ボランティアニーズの把握に努め、ボランティア活動の拠点となる施設へ情報を提供します。
				3		住民主体の介護予防活動を新たに創出し、介護予防の普及啓発に取り組めます。
	健康・介護予防の推進	介護予防の普及啓発	1	桐生市老人クラブ連合会の協力を得て、各区老人クラブ連合会や単位クラブ活に、健康づくり課、地域包括支援センター等の連携のもと、介護予防の要素を加えることにより、健康・介護予防の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動を活用し、桐生市オリジナル体操「元気おりおり体操」など介護予防の推進を図った。 ・災害時の避難行動が必要な市民をピックアップし、訪問活動を通じて支援が必要な市民を選定した。 ・ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの円滑な設置及び効果的な初動体制づくりのため、研修会の実施や訓練へ参加している。 ・災害時避難行動要支援者名簿作成のための、訪問時に近隣の方と交流があるか確認した。 ・助けあい封筒の作成や支部活動補助金の配布を行った。 	
				2		災害時避難行動要支援者名簿の活用方法について市と検討します。
				3		支部社会福祉協議会、自主防災組織及び社会福祉法人等との連携による体制づくりを行います。
	災害時などの支援協力体制	災害時避難行動要支援者名簿の活用	1	災害ボランティアの研究を継続し、災害時に備えるとともに、過去の災害を想定した訓練を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難行動が必要な市民をピックアップし、訪問活動を通じて支援が必要な市民を選定した。 ・ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの円滑な設置及び効果的な初動体制づくりのため、研修会の実施や訓練へ参加している。 ・災害時避難行動要支援者名簿作成のための、訪問時に近隣の方と交流があるか確認した。 	
2				隣近所との助け合いの仕組みづくりを推進し、災害時に活かせるようにします。		
3				支部社会福祉協議会、自主防災組織及び社会福祉法人等との連携による体制づくりを行います。		
支え合いの仕組みづくり	相談支援体制の充実	相談支援拠点の整備	1	なんでも福祉相談事業の拡充と継続を図るとともに、サロン等集いの場へ職員が出向き、積極的に相談を受け付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・断らない相談窓口として地域入出向いて事業を周知している。 ・県が主催する研修に参加し、他機関と情報交換を行っている。 ・法人連絡会において包括的相談体制の整備に向けた意見交換を行った。 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び障害者相談支援事業所の会議等において事業の周知を行った。 ・資金貸付制度以外に解決策がある場合、情報提供を行っている。 	
				2		社会福祉法人と連携し、相談支援体制の整備を行います。
				3		資金貸付制度や福祉サービス利用援助事業の相談充実を図ります。
支え合いの仕組みづくり	連携・協力	1	制度の狭間にあるケースを関係機関・住民と連携・協力し、解決に向けた調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業に向けた移行準備事業を開始し、制度の狭間にあるケースに対しての包括的な相談支援体制の整備を実施した。 		

基本目標	取組の方向性	取組	NO.	社協の取組	具体的な取組内容（令和2（2020）年～令和6（2024）年）	
支え合いの仕組みづくり	地域における権利擁護の推進	体制整備・情報発信	1	地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関に福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を周知します。また、講座や地区別懇談会を通じて市民に周知します。	・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び障害者相談支援事業所の会議等において事業の周知を行った。	
		制度の利用促進	1	福祉サービス利用援助事業の充実を図るとともに、成年後見制度への移行が必要と判断される事例については、関係機関との連携のもと、適切に対応を行い、制度の利用促進を図ります。	・対象者や関係機関に事業内容を説明し、適切な対応ができればよい制度を理解することにも、計画的に外部研修会に参加した。 ・利用対象者について、同僚及び上司と情報を共有することにも自身の応対を評価してもらい、接遇の改善・向上につなげた。	
		交流の支援	1	住民主体の活動による交流を推進します。	・桐生市内全22地区に地区担当職員を配置し、積極的に地域に出向き、住民主体の活動による交流を推進した。 ・地域福祉活動推進事業及び見守り活動推進事業として支部・町会及び自治会において実施される福祉活動に対し、助成金の交付及び情報提供を行った。 ・生活支援体制整備事業で、介護予防を目的とした高齢者通いの場に助成金の交付及び情報提供を行い交流を推進した。	
	住民同士をつながり、住みなれた地域での生活の充実	団体との連携	1	支部社会福祉協議会の組織強化と活動の充実に向けた支援を行います。	・支部社会福祉協議会の組織強化と活動の充実に向けた支援を行います。	・助けあい封筒の作成や支部活動補助金の配布を行った。 ・支部長研修を開き、防災に関する学びを深めた。
		社会福祉法人との連携	1	社会福祉法人連絡会を設置し、地域貢献活動の取組内容を検討するとともに、地域住民に社会福祉法人の役割を周知します。	社会福祉法人連絡会を開催し、法人間の連携強化、体制整備に向けた情報交換会を実施した。	
		体制整備	1	ニーズの把握、地域課題の解決方法を検討するため、支部社会福祉協議会単位で定期的な地区別懇談会を開催します。	地区別懇談会を全地区を対象に15カ所で開催した。	
		支援体制の構築	1	圏域連携会議等において福祉課題を抱えるケースの早期発見を行うとともに、社会資源の開発に努めます。	課題解決型地域ケア会議や圏域連絡会議にて福祉課題を抱えるケースの早期発見、社会資源の開発について協議した。	
	ネットワーキングによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備	必要な情報の提供	1	居宅介護支援事業所へサロン活動や見守り活動等のインフォーマルサービスについて情報提供をします。	自立支援型地域ケア会議や地域包括支援センターを通して、地域のサロン活動や見守り活動の情報提供を行っている。	
		協働の場づくり	1	地域共生社会実現に向け、市に協力して取り組めます。	桐生市と連携し、地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業移行準備事業、生活支援体制整備事業、地区担当制事業を実施した。	
		活動の支援	1	福祉関連団体にボランティアニーズ調査を行います。調査結果で出たニーズをボランティア側に提供し、マッチング作業を行います。	・ボランティアニーズ調査を実施し、活動希望者が活動しやすい環境づくりを行っている。	
地域福祉推進のための協働	市民活動の推進	活動の支援	2	若年・青年ボランティア活動の推進を図ります。また、高校生ボランティアアスクール修了者の、継続的な取り組みを支援します。	・高校生ボランティアアスクールを実施し、若年層がボランティア活動しやすい環境づくりを行っている。	
		情報提供	3	勤労世代へ地域福祉活動推進の機会を提供します。勤労世代が、プロボノ※として活躍できる仕組みづくりを行います。	・ボランティア養成講座を実施し、修了者のうち勤労世代には、職能を活かした活動ができるようなボランティアアマチュアマッチングを行っている。	
		情報提供	1	必要な情報の把握を行い、ホームページやSNS等の多様な媒体を用いて、活動に結びつけるための情報を提供します。	・ホームページ及びXを用い、ボランティア活動の様子を周知している。	
	福祉教育の推進	1	福祉体験学習ボランティア団体と連携し、市内小中学校における福祉体験学習の推進を図ります。また、社会福祉協力校の指定校との連携を図り、福祉の関心を高めるための取り組みを支援します。	・福祉体験学習ボランティア団体と市内小中学校にて体験学習を行っている。また、令和5年度には桐生市立菱小学校が社会福祉協力校に指定され、福祉の関心を高めるような取り組みを支援した。		
地域の人材育成	1	担い手の発掘・養成及び情報発信	1	定年退職者及び勤労世代の地域福祉活動に関する新たな人材の育成を図ります。	・ボランティア養成講座、及び桐生市協の関係ボランティア団体の活動を地域の人の知ってもらうことを目的とした体験会を行い、地域福祉活動に関わる新たな人材の育成を行った。	

3 桐生市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として作成された桐生市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、桐生市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

2 前項の所掌事項の遂行に当たっては、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会の所管する桐生市地域福祉活動計画と連携していくものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市民組織代表者
- (2) 医療・社会福祉関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、市職員及び社会福祉法人桐生市社会福祉協議会の職員をもって組織する。

3 作業部会に座長及び副座長を置く。

4 作業部会は、座長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

4 桐生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(平成22年4月1日施行)

(設置)

第1条 社会福祉法人桐生市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が作成した桐生市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を推進するため、桐生市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関すること。
 - (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
 - (3) その他計画の推進に関すること。
- 2 前項の所掌事項の遂行にあたっては、桐生市の所管する桐生市地域福祉計画と連携していくものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、本会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 市民組織代表者
- (2) 医療・社会福祉関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、市職員及び本会職員をもって組織する。
- 3 作業部会に座長及び副座長を置く。
- 4 作業部会は、座長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、地域福祉係に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

5 桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

任期：令和6(2024)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

No.	区分	所属団体	氏名	備考
1	市民組織	桐生市区長連絡協議会	小島 隆	
2	市民組織	桐生市老人クラブ連合会	笠原 享	
3	市民組織	桐生市心身障害者関係団体連絡協議会	高草木 薫	
4	市民組織	桐生市婦人団体連絡協議会	橋本 千恵子	
5	市民組織	桐生市ボランティア協議会	宮地 由高	委員長
6	市民組織	桐生市民生委員児童委員協議会	塚田 征子	副委員長
7	市民組織	桐生市民生委員児童委員協議会	馬場 礼子	
8	市民組織	桐生市食生活改善推進協議会	星野 廣志	
9	医療・福祉	桐生市医師会	高橋 厚	
10	医療・福祉	群馬県老人福祉施設協議会	古谷 忠之	
11	医療・福祉	桐生保健福祉事務所	坂本 匠	
12	その他	桐生市立小学校校長会	竹市 富夫	
13	その他	桐生市立中学校校長会	神山 精二	
14	公募委員		岡田 知一	

6 計画の策定経過

日程		活動内容	概要
令和6 (2024)年	5月1日～ 5月24日	市民アンケートの実施	○地域福祉に関する市民の意識などを調査
	6月4日	令和6(2024)年度第1回 桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○委嘱状交付 ○委員長、副委員長選出 ○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画について
	7月8日～ 9月9日	地区別懇談会の実施	○地域福祉課題の把握及びその解決策につい て意見聴取(行政22地区別に実施)
	9月10日	第1回作業部会	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画の策定について ・市民アンケートの結果の共有 ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子 案及び第3次計画の総括について ・今後のスケジュールについて
	10月16日	令和6(2024)年度第2回 桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画の策定について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 前年 度評価について ・市民アンケート調査結果及び地区別懇談会の開 催結果について ・第4次地域福祉計画・地域福祉計画骨子案につ いて
	～12月17日	第2回作業部会 (電子会議室にて開催)	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画 素案について
	12月17日	令和6(2024)年度第3回 桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画 素案について ○スケジュールについて
12月20日～ 1月20日	パブリック・コメントの実施		
令和7 (2025)年	～1月24日	第3回作業部会 (電子会議室にて開催)	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画について
	1月24日	令和6(2024)年度第4回 桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○第4次桐生市地域福祉計画・地域福祉活動 計画について ・意見提出手続(パブリック・コメント)の実施結果 ・概要版(案)について ○スケジュールについて
	3月	議会議案提出	
	4月	第4次桐生市地域福祉計画・第4次桐生市地域福祉活動計画 施行	